

高知県犯罪被害者等支援調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）について、複数機関による支援が必要と考えられる事案が発生した際、速やかに第4条に定める構成機関等と支援内容を調整するため高知県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、高知県犯罪被害者等支援条例の例による。

2 この要綱において「多機関ワンストップサービス」とは、犯罪被害者等から構成機関等に相談や問合せを行えば、その相談等を受けた構成機関等を起点として高知県文化生活部県民生活課（以下「県」という。）に配置するコーディネーターに情報が集約され、コーディネーターによる調整のもと、構成機関等から犯罪被害者等のニーズに応じた支援が一元的に提供される仕組みをいう。

3 この要綱において、「対象犯罪行為」（未遂を含む）とは、次に掲げるものをいう。ただし、刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。

- (1) 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法（明治40年法律第45号）に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死又は全治1か月以上の傷害
- (2) ひき逃げ（死亡を含む）、交通死亡事故又は全治3か月以上の傷害を負った交通事故（単独事故を除く）、危険運転致死傷
- (3) その他、前2号に準じる行為で知事が認めるもの

4 この要綱において「家族」及び「遺族」とは、民法（明治29年法律第89号）第725条に定める親族の範囲内に準じ、法律上の身分関係がない者であっても、これと同視し得る事情にある者を含むものとする。

(所掌事項)

第3条 支援調整会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援対象者（第5条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）に対する支援内容の協議及び支援計画の決定
- (2) 支援計画の進捗確認及び修正・変更（軽微なものを除く。）
- (3) 支援内容の検証
- (4) 人の生命、身体に甚大な被害が及ぶような重大な事案が発生した場合における緊急支援に関する協議

(構成機関等)

第4条 支援調整会議は、県、高知県警察本部警務部県民支援相談課、犯罪被害者等が居住する市町村の犯罪被害者等支援担当課及び認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センターにより構成する。

2 前項に掲げる者のほか、前条各号に掲げる事項の協議に必要と認める者を構成機関とすることができる。

(支援対象者)

第5条 支援調整会議における対象者は、第2条第3項各号の対象犯罪行為による犯罪被害者等のうち、高知県内に住所又は居所を有する犯罪被害者等であつて、第4条の構成機関等に相談を行い、支援調整会議による協議の実施に同意し、かつ、構成機関等が多機関ワンストップサービスによる支援が必要と認める者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- (2) 対象事件を誘発した場合及び対象事件による被害に関して責めに帰すべき行為がある場合
- (3) その他の事情から判断して支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

(コーディネーターの業務)

第6条 コーディネーターは次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援対象者の状況確認やニーズの把握及びそれに基づく支援計画の立案
- (2) 支援調整会議の開催にかかる検討及び提案
- (3) 支援調整会議における支援計画案の説明
- (4) 支援計画案に基づく具体的な支援サービスの提供に向けた構成機関等との調整及び支援計画案の修正・変更
- (5) 支援対象者への支援計画の説明
- (6) 支援計画の進捗状況の確認及び修正・変更
- (7) 支援対象者への連絡及び状況確認
- (8) 多機関ワンストップサービスに関する構成機関等への助言
- (9) その他、多機関ワンストップサービスに関連する業務

(手続き)

第7条 支援調整会議開催に係る手続きは、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等から相談を受け付けた機関は、多機関ワンストップサービスによる支援を必要と認める場合は、本人の同意を得たうえでコーディネーターに聴取内容を共有する。
- (2) コーディネーターは、相談を受け付けた機関から共有された内容や犯罪被害者等との面談により、心身、生活状況を確認し、ニーズを把握する。
- (3) コーディネーターが前号により把握した内容をもとに、支援対象とすることが適切と認めるときは、県で調整のうえ多機関ワンストップサービスによる支援手続きを開始する。
- (4) コーディネーターは支援対象の犯罪被害者等に対し、多機関ワンストップサービスについて説明し、同サービスによる支援及び被害状況等の情報共有にかかる同意を得たときは、「高知県犯罪

被害者等支援調整会議希望申出書兼個人情報提供同意書（様式第1号）」を徴する。

- (5) 支援調整会議については、県が招集するものとする。
- (6) コーディネーターは第4号の申出を受けた場合は、支援計画案（「支援計画書兼確認表（様式第2号）」）を作成する。

（支援調整会議の運営）

第8条 支援調整会議の運営については次のとおりとする。

- (1) 開催及び資料は非公開とする。
- (2) 支援調整会議の出席者は、同会議で知り得た個人情報を、犯罪被害者等支援の実施に関する目的以外で使用してはならない。
- (3) 議長は、県が務める。
- (4) 庶務は、県が行う。

（議事録）

第9条 コーディネーターは支援調整会議終了後に「支援調整会議結果報告書（様式第3号）」を作成し、県において適切に保管する。

（進捗状況の管理等）

第10条 支援調整会議において決定された支援計画の進捗管理等について、コーディネーターは次のことを行う。

- (1) 相談者に対し、「支援計画書兼確認表（様式第2号）」を使用して支援計画の説明及び交付を行う。
 - (2) 各支援計画に携わる構成機関等に対し、前号様式第2号を使用して進捗状況の確認を行う。
 - (3) 前号及び支援対象者への定期的な状況確認をもとに、必要に応じて支援計画の修正・変更を検討する。
- 2 前項第3号により支援計画を修正・変更した場合は、構成機関等に共有するとともに、必要に応じて、県に支援調整会議の開催を提案する。
- 3 支援調整会議に基づく支援の提供は、原則として、支援計画の作成から12月目に開催する支援調整会議において、その後の支援方針を確認したうえで終結の適否を判断する。ただし、支援期間を延長する特別な理由がある場合には、協議のうえ、延長することができるものとし、終結後も必要に応じて、構成機関等による支援を継続する。

（文書管理）

第11条 犯罪被害者等に関する文書の管理は次のとおり行うものとする。

- 1 犯罪被害者等に関する個人情報を伴う文書は、原則手渡しとし、ファクシミリや電子メール等の使用は禁止する。
- 2 支援計画を含む支援調整のために作成した文書は、支援終結とみなした年度の翌年度の4月1日から5年間、施錠可能な場所で保存する。ただし、県が、支援のために必要と認めるときは、保存期間を

延長することができるものとする。

- 3 支援調整会議で配布した文書のうち個人情報が記載されたものは、原則として、会議終了後に県が回収し廃棄するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 構成機関等は、業務で知り得た個人情報を漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第34号）その他の関係法令を遵守し、個人情報を適切に保護しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じたときは、第4条の構成機関等と別途協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。